

やまぐち三世代同居・近居 パスポート



受付開始のご案内

- ★ 世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりとして、子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、三世代での同居や近居を希望する方を官民連携して支援する「やまぐち三世代同居・近居パスポート」制度を創設します。
- ★ この度、パスポート交付の受付を開始しますので、交付を希望される方は、申込者の要件に留意の上、お申込みください。

H28.6.1(水)から受付開始！

パスポート制度とは？

パスポートを提示することにより、協賛企業から割引などの様々なサービスを受けることができます。

協賛企業のサービス内容（例）

- 同居・近居のための不動産取得や借家契約などでの仲介手数料の割引 
- 転居時の引越料金の割引 
- 住宅ローン・リフォームローンの金利優遇などの各種ローンの優遇措置 

協賛企業とそのサービス内容の確認方法

住宅課ホームページで御確認いただけます！

山口県三世代パスポート

検索

(URL) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900/sannsedai/passport.html>

協賛企業はこのステッカーが目印！





申込者の要件

- 山口県内で新たに三世代での同居又は近居を希望される方

※ 既に三世代での同居又は近居をされている場合は対象外です。

※ 「三世代」とは、親子（子どものうちの1人が小学校修了前であること。妊娠中である場合も含む）及び子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含む）をいいます。

※ 「近居」とは、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が同一小学校区内又はその間の直線距離が2 km 以内にあることをいいます。



申込みに当たっての留意点

- パスポートの交付は、無料です。
- パスポートの有効期限は、発行日から1年間です。
※有効期限内に三世代同居・近居に至らなかった場合は、再発行も可能です。
- パスポートは申込者ご本人のみが使用できます。
- パスポートは他人への貸与や譲渡はできません。
- 虚偽の申請等が確認された場合は、速やかに返還していただきます。



申込方法

- 「やまぐち三世代同居・近居パスポート交付申請書」に必要事項を記載の上、持参又は郵送により、山口県土木建築部住宅課まで提出してください。

《申込書の入手方法》

- ★ 住宅課窓口に備え置いています。
- ★ 住宅課ホームページでもダウンロードできます。
(URL) <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18900/sannsedai/passport.html>
- ★ 住宅課ホームページを確認できる環境にない方は、住宅課にお問合せください。申請書を郵送等で送付します。



申込先（お問合せ先）

- 山口県 土木建築部 住宅課 住宅企画班
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話：083-933-3874 FAX：083-933-3899
E-mail：a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

